

国民健康保険制度の改正について

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険の被保険者が出産する際、産前産後の保険税を減額する制度が創設されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部改正を行いました。

1 減額対象者

国民健康保険被保険者で出産(予定)日が令和5年11月1日以降の人

2 減額対象期間

出産予定日又は出産日の属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月間)

※減額対象期間は、令和6年1月以降の保険税です。

※出産とは妊娠85日以上の出産をいいます。(死産・流産・早産を含む)

(例)

※色の着いた月が減額対象予定期間

減額対象月								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
単胎の人				■	■ 出産	■	■	
多胎の人		■	■	■	■ 出産	■	■	

制度開始時の保険税減額について(単胎の場合)								
制度開始								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
11月出産の人		■ 出産		■				
12月出産の人			■ 出産	■	■			
1月出産の人				■ 出産	■	■		
2月出産の人				■	■ 出産	■	■	

3 減税額

出産する被保険者にかかる、令和6年1月以降の対象となる期間の所得割額と均等割額

4 施行日

令和6年1月1日